

第3章 緊急自動車等の指定及び届出

(昭53公委規則15・改称)

(緊急自動車等の指定及び届出)

第8条 令第13条第1項に規定する緊急自動車又は令第14条の2に規定する道路維持作業用自動車(以下「緊急自動車等」という。)の指定を受けようとする者は、緊急自動車等指定申請書(様式第14号)により当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長(以下「所轄警察署長」という。)を經由して申請し、緊急自動車等の届出をしようとする者は、緊急自動車等届出書(様式第15号)により所轄警察署長を經由して届け出なければならない。

2 緊急自動車等の指定は、緊急自動車指定書(様式第16号)又は道路維持作業用自動車指定書(様式第18号)を交付して行うものとし、緊急自動車等の届出の受理をしたときは、緊急自動車届出確認書(様式第17号)又は道路維持作業用自動車届出確認書(様式第19号)を交付するものとする。

3 前項の緊急自動車指定書若しくは道路維持作業用自動車指定書又は緊急自動車届出確認書若しくは道路維持作業用自動車届出確認書(以下「指定書等」という。)は、当該指定又は届出に係る自動車に備え付けておかななければならない。

(昭53公委規則15・平27公委規則6・一部改正)

(指定書等の記載事項の変更届出等)

第9条 前条に規定する緊急自動車等の指定を受けた者(以下この条において「指定を受けた者」という。)又は緊急自動車等の届出をした者(以下この条において「届出をした者」という。)は、当該指定書等の記載事項に変更を生じたときは、緊急自動車等/指定書/届出確認書/記載事項変更届(様式第20号)に指定書等を添えて、速やかにその旨を届け出て書換えを受けなければならない。

2 指定を受けた者又は届出をした者は、指定書等を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、速やかに緊急自動車等/指定書/届出確認書/再交付申請書(様式第21号)により再交付を受けなければならない。

3 指定を受けた者又は届出をした者は、当該自動車を当該用務に使用しなくなったとき、若しくは使用できなくなったとき、又は亡失した指定書等を回復したときは、緊急自動車等/指定書/届出確認書/返納届(様式第22号)に当該指定書等を添えて、速やかに返納しなければならない。

4 前3項の書換え、再交付又は返納は、所轄警察署長を經由して行わなければならない。

(昭53公委規則15・全改、平27公委規則6・一部改正)